

令和6年第7回（12月）上越市議会定例会

## 総務常任委員会資料【所管事務調査】

上越市犯罪被害者等支援条例（案）の概要について	・・・・・・・・	1
上越市犯罪被害者等支援条例（案）逐条解説	・・・・・・・・	別冊

所管委員会	総務常任委員会
提出課	市民安全課

## 上越市犯罪被害者等支援条例（案）の概要について

### 1 条例制定の背景

市では、犯罪被害者等支援について、現行の「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例」において、犯罪被害に遭われた方々への支援について定めるとともに、関係機関等と連携を図り、相談体制の整備や犯罪被害者等を支援するための施策を講じている。

一方、近年、市内においては犯罪件数が増加しているほか、犯罪等による直接的な被害だけでなく、その後の周囲の偏見又は無理解による言動等、二次被害の防止など犯罪被害者等支援の重要性が高まっており、県内では犯罪被害者等支援を目的とした条例を制定する動きが広がっている。

【県内市町村の制定状況（令和6年9月1日現在）】

区 分	市町村数	内 訳
制定済み	19	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、燕市、加茂市、新発田市、見附市、糸魚川市ほか10市町村
令和6年度制定予定	4	上越市、十日町市、村上市、聖籠町

### 2 条例の骨子

犯罪被害者等の支援に関する市民理解を深めるとともに、支援施策を総合的に推進するため、基本理念や市、市民及び事業者の責務を明らかにする。

#### (1)基本理念

- ・犯罪被害者等の支援を行うに当たり、「犯罪被害者等の権利の尊重」、「二次被害の防止」、「支援の継続性」について定める。

#### (2)市の責務

- ・関係機関等と連携し、犯罪被害者等支援に関する施策を推進する。

#### (3)市民及び事業者の責務

- ・市民及び事業者は、二次被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、市が実施する施策に協力する。

#### (4)基本的な施策

- ・犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう支援策を行う。

### 3 主な支援施策

- ・総合窓口の設置及び情報提供
- ・雇用の安定や市営住宅の提供等の生活支援
- ・犯罪被害者等見舞金支給事業の実施
- ・市民及び事業者の理解を深めるための広報活動や啓発活動 など

### 4 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和6年12月25日（水）	パブリックコメントを実施
令和7年3月	市議会定例会に条例（案）を上程・審議
令和7年4月1日（火）	条例施行